

福島県教育委員会平成27年6月定例会会議抄録

1 日 時	平成 27 年 6 月 12 日（金） 午後 2 時 00 分
2 場 所	教育委員室（県庁西庁舎 9 階）
3 出 席 委 員	高橋委員長、1 番 浅川委員、2 番 小野委員、3 番 佐藤委員、4 番 蜂須賀委員
4 議 事 内 容 及 び 経 過	
(1) 開 会	午後 2 時 00 分、委員長から 6 月定例会の開会が告げられた。
(2) 会 議 録 署 名 委 員 の 指 名	委員長から、浅川委員、佐藤委員が会議録署名委員として指名された。
(3) 会 期 の 決 定	委員長より、会期は本日 1 日とする旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員異議なく決定した。
(4) 記 録 係 の 指 名	委員長から大竹主事が指名された。
(5) 教 育 長 提 案 理 由 説 明	委員長から教育長に提出事件について説明を求めた。
	教育長から提出議案等について次のとおり概要説明があった。
	（説明概要）
	議案第 1 号は、平成 28 年度に使用する中学校用教科用図書及び学校教育法附則第 9 条に規定する教科用図書の調査研究資料について諮るもの。
	議案第 2 号は、平成 26 年度福島県一般会計補正予算のうち教育委員会関係部分について、教育長臨時代理により処理したことの承認を求めるもの。
	議案第 3 号は、平成 27 年度 6 月補正予算案のうち教育委員会関係部分について諮るもの。
	議案第 4 号は、福島県社会教育委員の任免について諮るもの。
	議案第 5 号から議案第 8 号は、地方公務員法の規定に基づき、教職員に対する懲戒処分を行おうとするもの。

<p>(6) 会 議 の 非 公 開</p> <p>(7) 議 案 審 議 議 案 第 1 号</p>	<p>議案第9号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく知事からの意見照会に対する回答について諮るもの。</p> <p>報告第1号は、不利益処分に係る審査請求の裁決への対応について報告するもの。</p> <p>報告第2号は、教職員に対する訓告処分等の内容について報告するもの。</p> <p>ここで、委員長から、本日の審議のうち、議案第1号を除く議案等について、非公開として審議したい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員異議なく決定し、非公開とされた。</p> <p>平成28年度使用教科用図書調査研究資料について（議案第1号）、義務教育課長及び特別支援教育課長より説明があり、以下の質疑応答の後、全員異議なく原案のとおり可決した。</p> <p>委員長：中学校用教科用図書については資料5ページのとおりに絞り込んだとのことだが、全部で何点あった中から絞り込んだのか。</p> <p>義務教育課長：66種の全129点である。</p> <p>委員長：129点から66点に絞り込んだということか。</p> <p>義務教育課長：129点というのは、1年生で使用するものから3年生で使用するものまで含めた数である。</p> <p>委員長：それは分かっている。審議会で落としたものもあるのではないか。</p> <p>義務教育課長：129点が来年度使用される教科書の全てであり、その全てについて調査研究をさせていただいた。</p> <p>委員長：つまり、129点の全てが検定を通過しており、その全てを調査研究資料とすると</p>
--	---

いうことか。

義務教育課長：そのとおりである。

委員長：国語の教科書を見ると、例えば「坊っちゃん」を取り上げている学年が発行者によってバラバラだが、この点については指導の観点からは特に気にすることはないのか。

義務教育課長：どの場面をどのように読み取らせることを目的とするかによって、取り上げる学年を変えるのは可能であると思う。1年生から3年生まで同じ場面を取り上げている訳ではないと理解している。

浅川委員：音楽の教科書を見ると、地元の遠藤千晶さんが取り上げられていたり、子ども達にとって非常に励みになるのではないかと思う。また、福島県に関する教材として民謡「会津磐梯山」が取り上げられており、それは勿論非常に良いことだと思うのだが、南相馬市の小高中学校で作った「群青」という曲も、できれば副教材で取り上げて欲しい。編曲した信長さんという方は日本の作曲の第一人者であり、素晴らしい曲になっているので、福島県の子ども達にも歌って欲しい。副教材の選び方は各学校に任されているのか。

義務教育課長：副教材の選定については各学校に任せている。また、授業で取り上げる曲は教科書に挙がっているものだけでは足りなくなるので、音楽教員が子どもの実態や地域の実情を考えながら選定していくものと認識している。

これ以降の審議については、会議の冒頭で決定されたとおり非公開とされた。

委員長が、平成27年5月定例会会議録の承認を求めたところ、全員異議なく承認した。

(8) 前回会議録の承認

<p>(9) 議 案 審 議 議 案 第 2 号</p>	<p>教育長臨時代理による処理の承認について（平成26年度福島県一般会計補正予算（教育委員会関係部分）について）（議案第2号）、財務課長より説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。</p>
<p>議 案 第 3 号</p>	<p>平成27年度6月補正予算案（教育委員会関係部分）について（議案第3号）、財務課長より説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。</p>
<p>議 案 第 4 号</p>	<p>福島県社会教育委員の任免について（議案第4号）、社会教育課長より説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。</p>
<p>議 案 第 5 号</p>	<p>福島県公立学校教員の懲戒処分について（議案第5号）、職員課長よりわいせつ行為等に係る処分案について説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。</p>
<p>議 案 第 6 号</p>	<p>福島県市町村公立学校教員の懲戒処分について（議案第6号）、職員課長より器物損壊に係る処分案について説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。</p>
<p>議 案 第 7 号</p>	<p>福島県公立学校教員の懲戒処分について（議案第7号）、職員課長よりセクシュアル・ハラスメントに係る処分案について説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。 ここで、委員長から暫時休議が告げられた。 午後3時37分、委員長から委員会の再開が告げられた。</p>
<p>(10) 議 案 審 議 議 案 第 8 号 議 案 第 9 号</p>	<p>福島県市町村公立学校長の懲戒処分について（議案第8号）、職員課長より交通加害事故に係る処分案について説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見照会の回答について</p>

<p>(11) 報 告 事 項 報 告 第 1 号 報 告 第 2 号 (12) 次 回 の 日 程 (13) 閉 会</p>	<p>て（議案第9号）、高校教育課長より説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。</p> <p>審査請求の裁決に係る対応について（報告第1号）、義務教育課長より説明があり、了承した。</p> <p>訓告処分等について（報告第2号）、職員課長より説明があり、了承した。</p> <p>平成27年7月17日（金）午後1時30分に定例会を開会することが決定された。</p> <p>午後4時3分閉会となった。</p>
---	---